

橘三千代

——権力核の起点となった大刀自——

義江明子

はじめに

橘三千代は、七世紀末〜八世紀前半にかけての宮廷で、大きな政治的影響力を持った女性である。その働きは、「後宮において隠然たる勢力を振るつた……」というように説明されることが多い。しかし、「隠然たる勢力」とは何だろうか。亡くなる時に内命婦正三位の地位にあつた彼女の女官としての働きは、当時の貴族男女が政治にどのような配置状況にあつたのかを考察することなくしては理解できないだろう。また、藤原不比等の妻、光明皇后の母としての役割も、たんに裏から夫や娘を動かしたといった次元のことではないはずである。奈良時代初期の王権と上級貴族がどのようなにして自らの権力を構築しようとしていたのか、律令官僚制の導入と旧来の氏族原理との相克の中でどのような政治状況が生まれていたのか、こういったことを考察することによって、は

じめて、「顕然」たる政治力を振るつた古代貴族層女性の一典型として三千代を位置づけ、そうしたことが可能でありまた必要でもあつた奈良前期宮廷政治の実相に新たな光をあてることができよう。

一 県犬養橘宿禰三千代と橘「氏」

橘は 実さへ花さへ その葉さへ 枝に霜ふれど いや常葉の樹

（『万葉集』巻六一〇〇九番）

天平八年（七三六）、葛城王・佐為王の兄弟は、天皇に願ひ出て「外家の橘姓」を賜わり、皇親の籍を離れて橘宿禰という新しい氏を創設した。元正太上天皇と光明皇后は皇后宮で宴を開き、「橘の樹は実も花も葉も、枝に霜がふつてもいよいよ緑の葉を茂らせる、そのように榮えよ」と橘（氏）を賀く歌を作り、葛城王あらため橘諸兄に御酒を賜つたのである。

「橘宿禰」とは、兄弟の母である県犬養宿禰三千代が、「上は淨御原朝廷を歴て下は藤原大宮に建ぶまで」、つまり天武く持統く文武く元明の歴代にわたる忠誠により、和銅元年（七〇八）の大嘗の饗宴で賜つた姓である。この時、元明天皇は杯に浮かべた橘を三千代に賜ひ、「橘の枝は霜雪を凌いで茂り、金銀に交わつていよいよ美しい」として、橘宿禰姓を賜つたという。葛城王等は、賜姓を願う上表文（『続日本紀』天平八年十一月丙戌条、以下、『日本書紀』『続日本紀』は年月日のみ記す）の中で、こうした「親母」三千代の忠誠の歴史を振り返り、

「継嗣無くは、恐るらくは明詔を失はむか」として、橘宿禰姓を賜り橘氏の名を永く伝えることを願ったのである。律令制により新たに導入された父姓相承の原則のもとでは、三千代の賜った橘宿禰姓は子どもたちには受け継がれないからである。上表をうけた聖武天皇の側でも、これに応えて、冒頭にあげた「橘は……」の歌によって三千代にまつわる記憶を呼び起こし、「千秋万歳に相継ぎて窮ることなかれ」と、橘氏の変わらぬ忠誠を求めたのであった。

このようにみてくれば、橘氏の始祖はたしかに諸兄だが、賜姓背景からみた実質的な始祖は三千代といっても良いだろう。賜姓の時、諸兄は参議左大弁の職にあり、五〇歳を超えていた。父美努王は敏達天皇の曾孫にあたるが、そうした遠い皇親としての地位を捨て、母三千代の政治的勢威を直接嗣ぐことこそが、一族繁栄につながる道と判断されたのである。三千代には牟漏女王という娘もいるが、彼女は橘宿禰賜姓には加わらず、後で述べるように、別の形で三千代を継承している。三千代は、文武初年には、美努王と別れて藤原不比等と再婚したらしい。二人の間に生まれたのが安宿媛、のちの光明皇后である。つまり、諸兄たちは、光明皇后とは同母異父兄妹の関係にあった。光明を入内させるにあたっては、三千代の働きが大きかったと推定されている。

三千代は、どのようにしてそうした力を持つにいたったのだろうか。県犬養氏は、古くから屯倉の守衛等に奉仕した氏だった（（纂弘道一九八二）。三千代の本貫は、河内国古市郡のあたりかと推定されている（（岸一九六七）。一族には、壬申の乱で功績をあげた県犬養大伴（侶）がいて、大伴が病に伏した時に、天武天皇はその家まで行幸している（天武九年七月戊寅条）。天武天皇の殯にあたって、大伴は宮内のことを誅しており（（朱鳥元年九月丙午条）、近侍者だったらしい。三千代の後宮出仕は、大伴との親族関係、あるいは天武八年（六七九）制定の

氏女の制度によるものだろう（中川一九九五）。いずれにしても、県犬養氏自体は、国政の中枢に参与するようなランクの氏ではない。三千代の地位は、専ら彼女自身のその後の働きによると見なければならぬ。

養老五年（七二二）、元明太上天皇が病氣になった時、三千代は入道して平癒を祈願しており（同年五月乙丑条）、二人の間には強い主従の絆がうかがえる。元明が軽皇子（文武）を生んだ翌年の天武十三年ごろに三千代は葛城王（諸兄）を生んだらしい。また、不比等との間に設けた安宿媛（光明）は、首皇子（聖武）と同じ大宝元年（七〇一）の生まれである。こうしたことから、三千代は軽皇子の乳母として元明の信任を得、首皇子の養育にも関わったと推定されている（胡口一九七六・中川一九九五ほか）。天武く持続く文武く元明、そして元正にいたる三千代の忠誠とは、草壁系皇統に密着しての奉仕ということであり、不比等といわば二人三脚で皇統の護持に力を尽くしたことが、三千代の政治的地位を比類ないものに押し上げたのであった。二人のそうした政治的成果が光明皇后である。三千代の息子たちに始まる橘氏は、この皇統を永く守りつづける意図を込めて創り出された氏、ということになる。

このように考えたとき注目されるのは、「三千代」および「諸兄」という名前の持つ意味である。二〇〇一年に藤原宮の正門朱雀門から約三〇〇メートルの左京七条一坊に位置する地から、「養宿禰道代給五……大宝元年一月……」と記した木簡が出土した。同じ場所から「皇太妃宮職」（草壁皇子妃、のちの元明の宮）と書かれた木簡も見つかっている（『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一六、山下二〇〇二）。三千代のもともとの名前は「道代」だったのである。藤原宮からは以前に、「三千代給煮」という改名後の彼女にあてた木簡も出土している。おそらく橘宿禰賜姓と同時に、永年の奉仕を讃える意味で、「三千代」という新しい名前も

与えられたのだろう。当時は、氏の名だけではなく個人名にも重い意味が込められていて、名前の与奪は君主の権限の一つだった。忠勤を励んだ者には「勤臣」の氏名を与え、逆に罪を犯した者には清麻呂を改め「穢麻呂」とする、といった例もある。

ここからさらに進んで考えると、「諸兄」も、橘氏創始にあたって葛城王が与えられた名前とみるべきではないか。『続日本紀』にはそのことを示す記載はないが、『新撰姓氏録』（左京皇別橘朝臣条）には「葛城王に橘宿禰諸兄を賜う」とある。「諸兄」の語は『礼記』の「諸父・諸兄、貴室を守る」との文に由来し、「同世代の年長の親族」をさすとされるが、光明子の同母兄として聖武天皇の「諸兄」たることを誇る「自称」（新日本古典文学大系『続日本紀』巻第十二補注五八）とすることには疑問を感じる。政治の中枢部をしめた親族グループ、すなわち聖武・光明十不比等没後の藤原四子十三千代没後の男女子（諸兄・佐為・牟漏女王）をまとめる要^{かなめ}。「諸兄」たれ、との願いを込めて与えた名前と見た方が良いのではないか。そう願った主体は誰かといえば、冒頭にあげた祝宴の主催者、元正太上天皇と光明ということになる。

三千代は、夫である不比等とともに、王権中枢部をも取り込んだ親族・姻戚グループ^{||}権力核を作り出した起点の人物なのである。

二 太政大臣藤原家の具犬養命婦

天平五年（七三三）、三千代は「内命婦正三位具犬養橘宿禰」として亡くなった（同年正月庚戌条）。六十代後

半ぐらいと推定される。内命婦というのは五位以上の位にある女性のことである。これより数年前に詠まれたらしい「太政大臣藤原家の具犬養命婦、天皇に奉る歌一首」が、伝誦歌として『万葉集』（巻一九、四二三・五番）にみえる。

天雲を ほろに踏みあだし 鳴る神も 今日にまさりて 畏こけめやも

天皇から親しく言葉を賜り、その恐れ多さに畏まって詠んだ歌とされている。いつの歌か正確な年代は不明だが、あるいは神龜四年（七二七）、娘の光明が生んだ皇子の誕生祝の宴でのことだろうか。当日は、大納言多治比池守が諸司百官の官人たちを率いて「太政大臣第」に出向き、皇太子に立てられたばかりの幼い皇子を拝んだ（一月辛亥条）。太政大臣（不比等）第は、平城宮の東隣にあり、宮の東張り出し部（東院）に接する超一等地の広大な邸宅である。光明は、母三千代のいる実家で皇子を出産したのである。自邸に娘婿聖武を迎え、晴れがましさと喜びの中で詠んだ歌、とみることができそうだ。皇太子の母となった光明は、食封一〇〇〇戸を賜った。しかし皇子は翌年には亡くなり、その後、長屋王の変く光明立后、そして阿倍（孝謙）の立太子へと、政治の場は激しく動いていく。

不比等は養老四年（七二〇）に没し、太政大臣正一位を追贈された。光明子の皇子誕生はその死後だから、誕生祝の宴が設けられた場合は、正確には「故太政大臣第」である。不比等が生前に特別に賜った功封の額およびその後の管理主体をめぐっては諸説ある（吉川二〇〇六）が、資人たちが仕えて莫大な収入を運営する家政機関と

しての「太政大臣家」は、平城宮東隣の邸宅を運営の拠点として存続していたとみるべきだろう。不比等の死後、この家政機関を管理運営していたのは、不比等「継室」としての三千代であつたらしい（井山一九九四）。そして三千代自身の「内命婦正三位」としての家政機関も、同じくこの邸宅内にあつたから、不比等死後の三千代は、二つの家政機関をあわせた機構の主であつたことになる。「太政大臣藤原家の県犬養命婦」として天皇に歌を奉る、という行為は、まさに三千代のこうした政治的・経済的立場の表れにほかならない。

亡くなった時の正式名が「県犬養橘宿禰三千代」であることにも、注意しておきたい。皇子誕生の同じ年の二月、三千代は、「一祖の子孫にして骨肉の孔親なり」として県犬養連五百依たちの宿禰への改姓を申請し、認められた。一般的に、一族のメンバーか否かを認定し改姓希望を天皇に願ひ出るのは、氏上の重要な権能の一つである。したがって、ここでの三千代は、県犬養氏の族長的立場で行動していることになる。つまり、三千代は賜姓後も広い意味では県犬養氏の一員であり、「橘宿禰三千代」というのは彼女個人に与えられた榮譽称号だつた。だからこそ、葛城王たちによる賜姓申請によって、橘「氏」が新たに創始されねばならなかつたのである。

三千代の死後数ヶ月を経て、一品舍人親王以下、藤原武智麻呂・同字合などの最高貴族層がそろつて「県犬養橘宿禰第」に派遣され、従一位を贈るとともに、彼女の食封・資人を収公しないことを伝えた。ここからわかるように、平城宮東隣の邸宅は、不比等「継室」の立場で客を迎える時には「太政大臣第」であり、三千代は「太政大臣藤原家の県犬養命婦」だが、彼女自身の「内命婦正三位」の地位に関わる場合は、「県犬養橘宿禰第」と称されるのである。同邸は光明皇后の皇后宮職が置かれた場所でもあり、そこに造営された法華寺は、のちに一時、光明皇后・聖武天皇夫妻の娘である孝謙上皇の居所となつた。

三千代の食封・資人を誰が受け継いだのかは、よくわからない。家政機関が置かれていた場という面からみれば、そこに皇后宮職を置いた娘の光明皇后が引き継いだと見るのが自然だろうが、三千代の功績を正面に掲げて橘宿禰賜姓ということを重視すれば、諸兄による橘氏創始の経済基盤となったとみる余地もあるからである。いずれにしても、こうした直接の国家的給与物以外に三千代が蓄えていたであろう膨大な資産は、当時の財産相続の慣行からすると、美努王との間に生まれた諸兄・佐為・牟漏女王、および不比等との間の子である光明子・多比野の兄弟姉妹間で分割相続されたはずである。諸兄と多比野は同母異父兄妹婚なので、二人の間に生まれた橘奈良麻呂は、三千代の政治的勢威と財を父母双方からの太いパイプで受け継いだことになる。このような極端な近親婚は、六・七世紀以降に王権中枢部から始まり、有力氏族の間でも繰り返し行われている（西野一九八二）。これは、双方的親族関係の絆が濃厚な社会にあつて、支配機構の整備を通じて最上層部に富を集中させつつ、兄妹婚・従父兄妹婚等によつて富の分散を防ぐ有効な方法であつた。王権に密着したごく限られた氏族がこゝろして集積された巨大な富を分け合い、個々の「氏」・「家」の足場を固めていく動きが、七・八世紀には急速に進行していたのである（義江二〇〇二）。

天平宝字四年（七六〇）、「皇家の外戚」として不比等を近江一二郡に封じ淡海公となすのと併せて、三千代も「正一位大夫人」を追贈された。時の上皇は光明の娘、つまり三千代の孫にあたる孝謙、天皇は藤原仲麻呂（不比等の孫）に擁立された淳仁である。同時に、仲麻呂の父と叔父にあたる「南北両大臣」（南卿＝武智麻呂と北卿＝房前）も贈太政大臣となつた。光明皇太后没後二ヶ月のこのころ、孝謙上皇と淳仁天皇＋藤原仲麻呂側との対立はまだ顕在化していない。いわゆる草壁系皇統の直系を自認する考謙とそれを護持することで他の貴族たち

に卓越する政治的地位を獲得してきた藤原氏からみて、かれらの権力の基礎を築いた人物として、不比等・三千代の夫妻が並んであげられていることに注目したい。

「大夫人」の号は、これ以前には文武天皇の夫人で聖武天皇の母である藤原宮子に贈られた例があり、このときには紛糾の末に、文字では「皇太夫人」、読みでは「大御祖（おほみおや）」とすることで決着した。いわゆる宮子称号事件である。その後、淳仁天皇の即位に際して、光明皇太后の御命として淳仁の父である舍人親王に皇帝号を追尊し、母の当麻山背を「大夫人」とした。三千代への「大夫人」号賜与は、この二カ月後のことである。「夫人」「大夫人」（和訓としてはどちらもオホトシ）は、本来は、自分の宅を所持・経営する既婚の豪族層女性に対する尊称であるが（義江一九八九）、律令制後宮制度の整備にもなつて、「夫人」は皇后・妃に次ぐキサキの公式称号となつた。宮子と山背の場合の「大夫人」は、「天皇の母」となつた臣下出身女性に贈られた特別の称号である。三千代は光明皇后の母、孝謙上皇の祖母ではあるが、宮子・山背とは違って天皇の母ではなく、天皇・追尊天皇の配偶者でもない。だが、不比等の「淡海公」自体が極めて異例の、臣下最高の地位たる太政大臣では処遇しきれないとして特に設定された称号である。三千代の「大夫人」とともに、二人を王権構成員に準ずる存在として顕賞する意図が明白に読みとれよう。光明による写経奥書や聖武の勅願文の中には、これに先だつて「橘氏太夫人」の号がみえる。

この時に「南北両大臣」として仲麻呂父の武智麻呂とともに太政大臣を追贈された房前は、牟漏女王の夫、つまり三千代の娘婿である。元明太上天皇は、死去直前の養老五年（七二二）十一月、房前に詔し、「内臣として朝廷の内外のことを取り計らい、勅に准じて実行し、帝業を助けるように」と命じた。元明太上天皇のこうした

等）・皇后先妣從一位橘氏大夫人（三千代）の靈が先帝尊靈を奉じて浄土に遊ぶことである（『類聚三代格』卷三、同年二月一四日勅）。また、大仏造立のさなかに陸奥国で黄金が産出したことを賀す叙位（天平勝宝元年〔七四九〕四月）においては、特に三千代の名をあげて、

県犬養橘夫人の天皇が御世重ねて赤き淨き心を以て仕へ奉り、皇朕が御世に当りても怠り緩ふ事無く助け仕へ奉り、しかのみにあらず、祖父大臣の殿門荒し穢す事無く守りつつ在らしし事、いそしみうむがしみ忘れ給はずとしてなも孫等一二治め賜ふ

三千代が代々の天皇に忠誠を尽くし、朕（聖武）にも怠らず仕え、さらに祖父にあたる不比等の一門を（その死後も）しっかり守り抜いたことは、まことに嬉しく忘れがたいので、その孫たちに位を与える

として、「大臣の子等」（不比等の孫である男女）とともに、三千代の孫である橘奈良麻呂・橘古那可智が叙位に預かっている。藤原氏・橘氏を一体として王権の周りをかためようとする三千代の構想は、聖武十光明の治世であるこのころまでは、現実のものとして機能していたのである。

三 西宅大刀自と内家・大家

石山寺藏の『如意輪陀羅尼經』の跋語には三千代に関わる貴重な記載があり、近年、注目を集めている。この跋語を広く紹介し意義を明確にした加藤優氏によると、その字面と大意は次のようなものである。

大夫人観无量寿堂香函中禅誦經

天平十二年歲次康辰^(庚)四月廿二日戊寅以内家印

蹋西家經三字之上謬与大家蹋印書不可

雜乱亦即以印蹋此記上者見印下西家

之字応擬西宅之書故作別驗永為龜鏡

この経は「大夫人」の観无量寿堂に置かれていたものであるが、天平十二年（七四〇）四月二十二日に、経に記されている「西家経」の文字の上に「内家印」を押しした。だが「大家印」を押ししてあるものと混同させてはならない。文字の上に押ししたのは、印下に西家の字がみえることによつて西宅蔵書に擬するためであり、ここに特に記して永く拠所とする（『石山寺古経聚影』校倉聖経一九一、加藤優解説）。

この跋語を書いた人物は「内家印」の主である光明皇后、「大家」は父の不比等（補遺）参照）、「大夫人」は母の三千代で、「西宅」「西家」は彼女の邸宅をさす。光明は三千代の経書（「西家経」「西宅之書」）を伝え持っていたらしい。それが父不比等から受け継いだもの（「大家蹋印書」と紛れないように、「西家経」と書かれた文字の上に自分の「内家」印を押しして目立つようにした、というのである（加藤一九九二、東野二〇〇〇）。これとは別に、正倉院文書中の光明発願写経の目録に「西宅」「西宅大刀自」の語がみえ（『大日本古文書』七一五頁）、「西宅大刀自」||三千代と推定されている（加藤同上・西一九九七）。光明皇后は、血縁的・政治的に不比等と三千代を併せ継ぐ、唯一の人物である。そのことが同時に、経・書を含む重要資財、および写経事業を含む経営の場||邸宅の継承にもつながることを、この跋語は鮮やかに映し出している。「西宅大刀自」||「大夫人」

三千代の観无量寿堂は、その後、姿を変えつつ光明の娘の孝謙天皇に継承されたらしい（渡辺二〇〇〇）。

「西宅」Ⅱ「西家」はどこにあったのだろうか。平城宮の発掘調査によって、東張り出し部（東院）の東面中央部、つまり不比等邸の西面中門と向き合う場所に宮城門のあったことがわかった。この東院東面門を「県犬養門」にあてて、平城遷都時にその存在を遡らせる説が有力である（渡辺一九九五）。弘仁九年（八一八）に唐風の二字の門号に改めるまで、宮城の東西南北一二門には、若犬養・佐伯・多治比などの氏族名がつけられていた。乙巳の変（大化改新）で蘇我入鹿を打倒した時に門を守った氏の功績を讃えたものらしい（井上一九五四）。一二の門号名には何度か改廃があり、「県犬養門」の名称は『弘仁式』にはある（長岡宮のもの）が、以後はみえず、いつ始まるのか不明だった。近年、「県犬甘門」と書かれた木簡が出土して、宮城一二門の一つかそれ以外の小門かは不確定なものの、平城宮に「県犬養門」の存在したことが確認されたのである。

では、平城宮東院に接し「県犬養門」と向いあう邸宅は、〃不比等邸〃だろうか？「太政大臣藤原家の県犬養命婦」・「県犬養橘宿禰第」について述べたように、この邸宅は、正確には〃不比等十三千代邸〃と称すべきものである。そして、そこに皇后宮職を置いたとされる光明は、「西宅」の経書を母三千代から受け継ぎ、それは父不比等の「大家躰印書」と混雑するような状態で同一の場所に置かれていたらしい。「西宅」を、広大な邸宅の西半に位置することにちなむ名称と見てよければ、三千代の居所ないしその家政機関の置かれた場所は、まさに平城宮東院に接し「県犬養門」にもっとも近いところにあつたことになる。「県犬養門」号採用の契機については、諸兄による母三千代の顕彰（佐伯一九五五）か、不比等による妻三千代の顕彰（渡辺一九九五）とされるが、三千代本人によるものとみる余地も充分にあるのではないか。さらに憶測を遅くするならば、そもそもは三千代

に賜与された邸宅に、不比等が同居し、その後の二人の功績によって面積を著しく拡大し、それが娘の光明に受け継がれたとみることも、当時の婚姻慣行からすれば考えられないことではないのである。

従来、奈良時代の写経に押されて印影の残る「内家私印」について、この「内家」とは、鎌足・不比等の任じられた「内臣」にちなむもので藤原氏全体をさし、光明皇后が不比等の死後にそれを私印として用いたとされてきた（岸一九六九）。しかし、『如意輪陀羅尼經』の跋語を見ると明らかのように、光明は「内家」の印を「大家」（不比等家）の印とはつきり区別して扱っている。不比等の息子たち、つまり光明の四兄弟の「家」は、それぞれ居宅の位置や官職に因む名称で、南家・北家・式家・京家と呼ばれた。聖武天皇の夫人、のちには皇后として、自らの家政機関である「家」（宮）をもった光明にも、同様の通称があったとみて不思議はない。それが「内家」だと思ふ（義江一九八三）。不比等邸内におかれた光明の皇后宮職は、彼女が聖武夫人として保持した公的家の発展形態である（関口一九八四）。平城宮東院東隣の邸宅は、家政機関からみても居住の様相からみても、不比等「家」・三千代「家」・光明「家」の複合したものであったのである。

四 犬養大夫人く藤原太后・牟漏女王く橘太后

橘氏は諸兄の死後、天平勝宝九年（七五七）の奈良麻呂の乱でいったん勢力を失う。その後、平安初頭に、奈良麻呂の孫にあたる嘉智子（嵯峨天皇の皇后）が仁明を生み（10頁の図参照）、氏神梅宮社の隆盛や橘氏子弟のための大学別曹学館院の設立等に力を尽くした。この梅宮社の祭神の由来を、『伊呂波字類抄』は次のように伝

える。

此の神は始め、犬養大夫人（三千代）の祭る神なり。大夫人の子の藤原大后（光明）及び牟漏女王、洛隅内頭に祭り、その後、相楽郡提山に遷し祭る。……近く葛野川頭に移し祭り、大后（嘉智子）自ら幸きて拝み祭る。今の梅宮祭、是なり。

『伊呂波字類抄』は平安末成立の字書だが、この部分は何らかの古い家譜記録によるらしく、信憑性が高い（義江一九八三）。それによれば、三千代の祭っていた神が、娘二人（光明と牟漏）によって受け継がれ、提山（諸兄の拠点があった井手の地）に遷されたのち、嘉智子の手で都の葛野河畔に移され、現在の梅宮社となったのだという。井手には、光明に関わる王家の土地もあったらしい（櫛木二〇〇二）。

橘氏の氏神が、藤原氏の光明皇后や王族である牟漏女王の手で祭られていたというのは、一見すると奇異なことに思われるかもしれない。しかしそれは、氏の組織を固定的な枠組みでとらえるからである。氏は支配層の半ば政治的な族組織だが、もともとは双系（方）的な結合原理からなりたっていて、有力な族長の周辺に父系・母系の縁でつながる氏人が結集する、フレキシブルな組織だった。個々の氏人の立場からすると、つねに父方・母方双方の複数の氏に潜在的帰属権があり、政治的な情勢に応じてより有力な氏の一員として行動することになる（成員権の顕在化）。三千代と不比等が王権の周囲に勢力圏を築きあげた八世紀前半は、まさに、こうしたフレキシブルで双系（方）的な氏組織が、明確な外延部をもち成員の範囲を確定する父系の組織に転換しはじめる、その最初の時期にあたる。この動きに応じて、八世紀末く九世紀に、父系氏組織の守護神としての氏神が広く成立してくるのである（義江一九八六）。こうした大きな流れの中でとらえれば、三千代く光明・牟漏く（諸兄）

く嘉智子↓橘「氏」氏神へ」という梅宮神奉祭の歴史は、ごく自然なものとして理解できよう。

光明皇后と牟漏女王が三千代の奉祭神を祭った「洛陽内頭」とは、おそらく平城宮東院東隣の邸宅の一隅であり、内裏に間近いその位置をさして「内頭」（頭は「ほとり」の意）といったものと思う。光明の「内家私印」「内家印」の「内」とも共通する用法である。光明と牟漏の異父姉妹は、二人に共通する母三千代の信仰する神を受け継いで祭った。これを神祭りだけのことと考えるのはあたるまい。二人の関係は政治的な絆としても働き、それぞれの夫である聖武天皇と藤原房前の連携にもつながっていく。

牟（無）漏女王は、房前の妻となり、永手等を生んだ。房前死後の天平十一年（七三九）には、従四位から従三位にすすんでいて、後宮一二司の高級女官のポストにあったと思われるが、具体的にはわからない。母の三千代は、和銅八年（七一五）に尚侍のランクが引き上げられて従四位相当となった時に、尚侍だったと推定されている（野村一九七八）。尚侍は後宮一二司の中でも重要な内侍司の長官で、天皇に近侍して奏上・勅宣をつかさどる。奈良時代から平安前期にかけては有力貴族の妻や娘がつくポストで、のちには従三位相当にまで待遇がひきあげられた。牟漏女王も尚侍だったとすれば、房前の妻となり、女官としての立場で後宮を掌握した彼女は、母三千代の政治的地位とその意図を最も忠実に継承した人物といえるかもしれない。房前の「北大家」（北大臣家）は聖武天皇の夫人である娘の「藤原北夫人家」と機構的には融合して存在し、房前死後にそれを管理したのは妻の牟漏女王であったと思われる（井山一九九四）。牟漏の福寿を祈る藤原北夫人の写経事業には、光明の皇后宮職からの支援もみられる（栄原一九九五）。

もう一つ、光明と牟漏が並んで姿を表すのは、法隆寺の資財帳である。法隆寺（西院・東院）に施入を行った

人物として「皇后宮」（＝光明）・「無漏王」（＝牟漏女王）・「橘夫人」（＝橘古那可智）の名が見え、光明と牟漏は同日に鏡を寄進している。また、東院の創建には阿倍内親王（孝謙天皇）が深く関わっており、これら「県犬養三千代につながる一群の人々」によって、奈良時代の聖徳太子信仰は強力に押し進められたらしい（若井一九四）。これに加えて牟漏につながる男性、房前と八束（房前・牟漏夫妻の子）の積極的関与も見られる。東院の創建期瓦と法華寺下層遺構（不比等邸）の瓦が同氾であることから、法隆寺東院の造営は、三千代の信仰を起点としつつ、藤原氏による造営事業の側面を併せ持つと指摘されている（東野一九九七・二〇〇〇）。

興福寺は一般に藤原氏の氏寺といわれるが、不比等没後は、その追善のための元明太上天皇と元正天皇による北円堂建立、三千代による中金堂弥勒浄土造立、元正太上天皇の病氣平癒のための聖武天皇による東金堂建立、そして光明皇后による三千代追善の西金堂の建立と、歴代天皇を巻き込んで「不比等＝三千代の冥福と天皇家の安寧が祈願された」のである（吉川真司一九九五）。講堂の羂索菩薩像・四天像は牟漏女王の発願になり、それを「孝子」藤原夫人（房前と牟漏の娘である藤原北夫人）が継いで完成させたものという（『興福寺縁起』）。

このように、三千代に始まる神祇信仰と仏教信仰のどちらもが、彼女の子・孫による邸宅・資財・政治的勢力の継承と密接に重なりつつ、国家機構や王家財産をも縦横に活用して、藤原氏・橘氏の人々によって発展させられていったのである。

* * *

日本古代における私経営の展開をみた場合、八世紀後半から九世紀にかけて成立する富豪層の「家」は、家長（夫）と家室（妻）という二つの中心をもち、両者の協力による経営が「家業継続」としては不可欠の条件」だ

った（吉田一九八三）。支配層・富裕層の男女がそれぞれに財産を所有し経営機能を持っていた当時、両者の婚姻によって一つの経営体が形成され、さらに富を蓄積していくのだが、どちらかが死ぬとその経営体は分解してしまう。父系で継承される永続的な「家」経営体のしくみはまだできていない。不比等・三千代夫妻にみられた、王権に密着し融合しつつ両者の子孫を縦横に結んでの権力核の形成、そして両者の死後に始まる権力核の崩壊（藤原四家の分立・争い、橘奈良麻呂の乱、草壁系皇統の行き詰まり）は、国政中枢部で展開した「権力＋経営」をめぐる同様の動きとみることもできよう。この過程を経て、奈良末く平安初以降は、藤原氏諸流、橘氏、そして桓武系王統による天皇家が、それぞれ、確立へ向けての独自の歩みを始めるのである。

〔補遺〕

本稿は、ある出版社の依頼に応じて二〇〇三年三月に成稿送付したものである。その後、諸般の事情により刊行が遅れ、私が三千代関連の研究をすすめる上で未発表のままでおくことに多大の困難を覚えるにいたった。そこで、出版社の了解を得て、ほぼ元原稿のままで本号に掲載することとした。ただし、成稿後かなりの年月を経る間に、関連の論考もいくつか発表されている。ここでは、特に重要なものをとりあげ、私見を述べておきたい。

小倉慈司氏は近稿「五月一日経願文作成の背景」（小倉二〇〇三）において、本稿の三でとりあげた『如意輪陀羅尼經』跋語に関して、興味深い指摘を行っている。小倉氏によれば、天平十二年の五月一日経願文が不比等と三千代の追善を祈る内容となっているのは、「単なる私的祈願ではなく、二人の追善を通じて国家の安寧を祈願するという」「光明子の強い意志」を示したものであるという。そして、ほぼ同時期の『如意輪陀羅尼經』跋語も同

じ意志のもとに作成されたとみて、その光明の意志とは、「西宅」（三千代宅）の第一の継承者であった「（北）大家」（牟漏女王）の蔵書と区別して、「西宅」「西家経」が「内家」（光明）の管理下にあること、つまり「自ら」が三千代の後継者であることを明示したものと解釈している。その背景には、天平一二年に勃発する藤原広嗣の乱に連動するような動きを封じる意図があったのだという。

牟漏女王が母三千代の「西宅」を継承しそこに居住したとの推定は、「洛隅内頭」の三千代奉祭神を牟漏と光明の二人が祭ったという『伊呂波字類抄』の伝え（本文15頁）とも関連して、興味深い。しかし、天平十二年という時期における光明の意志が、同母姉の牟漏女王に対抗して三千代後継者としての自己を主張するところにあつたとみることが、果たして妥当だろうか。少なくとも法隆寺資財帳からは、光明、牟漏（と夫の房前）、さらに光明の娘である阿倍内親王（孝謙）、牟漏の娘である藤原北夫人たちが、佐為の娘である橘（少）夫人をも含めて、三千代と不比等が創出した権力核の維持・継承に協力しあっているように思える（本文17頁）。

また、『如意輪陀羅尼経』跋語の「大家」を、オホトジⅡ「貴人の寡婦の尊称」と理解し、房前の寡婦である牟漏女王をさすと見ることに、疑問を感じる。本文でも述べたように、平城宮東院東隣の邸宅では、不比等と三千代のそれぞれの家政機関（公的家）が、機構的に融合しつつ空間的には区分されて存在していた。こうしたことは、長屋王・吉備内親王夫妻の例からもわかるように、当時の上層貴族・王族の夫婦間・親子間ではしばしば見られたことである。こうした形態で同一邸宅内に存在した複数の公的家政機関相互を区別する呼称としては、「大家」Ⅱオホトジという一般的名称では、おさまりが悪いのではないだろうか。やはり、「大家」Ⅱ太政大臣不比等の「家」と解釈し、「西家」Ⅱ邸宅西半部にあった内命婦三千代の「家」、「内家」Ⅱ皇后光明子の「家」と

区別したものとみておきたい。

本文の最後にも述べたように、不比等と三千代の没後、二人の創出した権力核への藤原氏・橘氏の結集には次第に動揺が起きはじめ、やがて崩壊する。広嗣の乱は、その最初の大きな動きである。この乱に関連づけて、なぜ「天平一二年」という時点で二人の追善を正面に掲げた光明の願文が作成されたのかを解明した小倉説には、心からの賛意を表したい。だからこそ、『如意輪陀羅尼經』跋語に込められた「二人の追善を通じて国家の安寧を祈願する」光明子の意志は、「大家」（不比等）を継承する立場にある藤原氏の人々と、「西家」（三千代）を継承する立場にある橘氏の人々に対して、両者をあわせ継承する「内家」たる自己の位置を明示する、というところにあつたと見るべきなのではないだろうか。

〔参考文献〕

- 井上 薫 一九六一 「宮城一二門の門号と乙巳の変」『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館（初出一九五四）。
- 井山 温子 一九九四 「古代の『家』とその継承——長屋王家と藤原『家』の場合」『政治経済史学』三三八。
- 小倉 慈司 二〇〇三 「五月一日経願文作成の背景」笹山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館。
- 加藤 優 一九九二 『如意輪陀羅尼經』の跋語について」石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究——深密藏聖教篇下——』宝蔵館。
- 加藤 優 一九八五 「如意輪陀羅尼經」（解説）『石山寺古経聚英』宝蔵館。
- 岸 俊男 一九七八 「県犬養橘宿禰三千代をめぐる憶説」『宮都と木簡』吉川弘文館（初出一九六七）。

- 榊木 謙周二〇〇二 「橘諸兄と井手」『京都と京街道』(街道の日本史三二) 吉川弘文館。
- 胡口 靖夫一九七六 「軽皇子の命名と県犬養橘宿禰三千代」『続日本紀研究』一八五。
- 佐伯 有清一九七〇 「宮城十二門号についての研究」『日本古代の政治と社会』吉川弘文館(初出一九五五)。
- 栄原永遠男一九九五 「北大家写経所と藤原北夫人発願一切経」虎尾俊哉編『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館。
- 鷲守 浩幸一九九六 「八世紀における王家の家産」『日本史研究』四〇五。
- 関口 裕子二〇〇四 「日本古代の豪貴族層における家族の特質について(下)」『日本古代家族史の研究』下、塙書房(初出一九八四年)。
- 瀧浪 貞子一九九一 「武智麻呂政権の成立——「内臣」房前論の再検討——」『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版。
- 東野 治之二〇〇一 「東大寺献物帳と紫微中台」『仏教芸術』二二五九。
- 東野 治之一九九七 「初期の太子信仰と上宮王院」石田尚豊他編『聖徳太子事典』柏書房。
- 東野 治之二〇〇〇 「橘夫人厨子と橘三千代の浄土信仰」『MUSEUM』五六五、東京国立博物館。
- 中川 収 一九九五 「県犬養橘宿禰三千代」佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の社会と政治』吉川弘文館。
- 西 洋子 一九九七 「岡本宅小考」『国史談話会雑誌』三八。
- 西野悠紀子一九八二 「律令体制下の氏族と近親婚」女性史総合研究会編『日本女性史』一、東京大学出版会。
- 黛 弘道 一九八二 「犬養氏および犬養部の研究」『律令国家成立史の研究』吉川弘文館。

森 公章 二〇〇〇 「橘家と恵美太家——奈良時代貴族の家政断章——」『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、(初出一九九五)。

山下信一郎二〇〇二 「木簡研究の最前線——藤原京左京七条一坊西南坪出土の木簡——」直木孝次郎他編『世界遺産平城宮跡を考える』ケイ・アイ・メディア。

義江 明子一九八六 「橘氏の成立と氏神の形成」『日本古代の氏の構造』吉川弘文館(初出一九八三)。

義江 明子二〇〇二 「系譜様式論からみた大王と氏」『日本史研究』四七四。

吉川 真司一九九五 「天皇家と藤原氏」『岩波講座 日本通史』五、岩波書店。

吉川 敏子二〇〇六 「律令貴族と功封(初出一九九四)」「奈良時代の内臣」(初出一九九七)『律令貴族成立史の研究』塙書房。

吉田 孝 一九八三 「ウヂとイヘ」『律令国家と古代の社会』岩波書店。

若井 敏明一九九四 「法隆寺と古代寺院政策」『続日本紀研究』二八八。

渡辺 晃宏一九九五 「平城宮東面宮城門号考——東院南門(SB一六〇〇〇)の発見によせて——」虎尾俊哉編『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館。

渡辺晃宏 二〇〇〇 「阿弥陀浄土院と光明子追善事業」『奈良史学』一八。